

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会自動車情報管理センター
保適証サービス利用規約

第1章 総則

- 第1条 利用規約の適用
- 第2条 利用規約の変更
- 第3条 提供するサービス
- 第4条 AIRAC及びAIRAS
- 第5条 提供時間

第2章 利用登録（利用契約）

- 第1節 新規利用登録（利用契約）
 - 第6条 新規利用登録の申し込み
 - 第7条 申し込みの承諾
- 第2節 登録内容変更
 - 第8条 登録内容変更の申し込み
 - 第9条 申し込みの承諾

第3章 保適証サービス

- 第1節 保適証情報の登録、訂正、削除
 - 第10条 保適証情報の登録
 - 第11条 保適証情報の訂正
 - 第12条 保適証情報の削除
- 第2節 保適証情報の取り扱いと保護
 - 第13条 保適証情報の取り扱い
 - 第14条 保適証情報の利用目的
 - 第15条 情報の保護と管理体制の監査
- 第3節 利用者の責任
 - 第16条 利用者ID等の管理責任
 - 第17条 利用者設備等及び回線等
 - 第18条 維持管理責任
 - 第19条 利用者の責任
- 第4節 料金
 - 第20条 料金
 - 第21条 未払いに対する利用停止
 - 第22条 払い戻し

第4章 利用中止及び停止

- 第1節 利用者による利用中止
 - 第23条 利用中止の申し込み
 - 第24条 申し込みの承諾
 - 第25条 利用の再開
- 第2節 日整連による利用停止
 - 第26条 日整連が行う利用停止
 - 第27条 停止日の通知
 - 第28条 利用の再開
- 第3節 利用停止時の取り扱い
 - 第29条 残存債務

第5章 利用の制限、提供停止及び休廃止

- 第30条 利用の制限、提供停止
- 第31条 休廃止

第6章 雑則

- 第32条 免責
- 第33条 定めのない事項
- 第34条 合意管轄裁判所

附則

第1章 総則

(利用規約の適用)

- 第1条 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下、「日整連」という。）は、本サービス利用規約（以下、「本規約」という。）に基づいて、利用者から提供される保安基準適合証情報（以下、「保適証情報」という。）を第4条に規定するAIRASに登録し、国土交通大臣及び軽自動車検査協会からの照会に備えるサービス（以下、「保適証サービス」という。）を提供します。
- 2 利用登録（利用契約）を申し込み、日整連から保適証サービスの利用を承諾され、保適証情報を日整連へ提供する者（以下、「利用者」という。）は、本利用規約に基づいて、保適証サービスを利用します。

(利用規約の変更)

- 第2条 日整連は、必要に応じて本規約を変更することがあります。この場合、保適証サービスに関する提供条件は、変更後の利用規約によります。
- 2 日整連は、本規約を変更する場合、実施2カ月以上前にその内容に関して各種媒体を通じて周知します。

(提供するサービス)

- 第3条 日整連が保適証サービスにおいて取り扱う保適証情報は、道路運送車両法第7条第4項に規定される保安基準適合証、道路運送車両法第94条の5第2項に規定される保安基準適合証記載事項の電磁的記録による情報とします。
- 2 保適証情報及びサービスの種類は、保安基準適合証情報を扱う保適証サービスとします。

(AIRAC及びAIRAS)

- 第4条 日整連は、道路運送車両法に規定する登録情報処理機関としての業務（以下、「証明書情報処理業務」といいます。）を行う事業場として自動車情報管理センター（Automotive Information Relay & Archive Center；以下、「AIRAC」という。）を置き、証明書情報処理業務の実施に必要な通信設備及び電子計算機等（電子計算機の本体、入出力装置、その他の機器）並びにソフトウェアで構成されるシステム（Automotive Information Relay & Archive System；以下、「AIRAS」といいます。）を運用します。

(提供時間)

- 第5条 日整連は、保適証サービスの提供時間を別途定めます。

第2章 利用登録（利用契約）

第1節 新規利用登録（利用契約）

(新規利用登録の申し込み)

第 6 条 保適証サービスの新規利用登録の申し込みは、日整連の定める新規利用登録申込書に必要事項を記載し、指定自動車整備事業場の管轄運輸支局管内の自動車整備振興会（以下、「所轄振興会という。」）に提出します。

- 2 申し込みにあたっては、新規利用登録申込書記載事項を証明する書類として、指定自動車整備事業場の指定書の写しを添付することとします。
- 3 日整連は、必要に応じて、新規利用登録申込者に対し、新規利用登録申込書記載事項を確認するための書類等を求めることがあります。

(申し込みの承諾)

第 7 条 第 6 条の申し込みに対して日整連は承諾し、この承諾により新規利用登録の申し込み（利用契約）が成立するものとします。ただし、日整連は、次の各号に掲げる場合、申し込みを拒否、又は承諾後であっても取り消すことができます。

- (1) 新規利用登録申込書の内容に虚偽の記載があるとき
 - (2) 新規利用登録申込書の記載内容と第 6 条第 2 項に規定する書類の内容が一致しないとき
 - (3) 新規利用登録申込者が、保適証サービスの料金の支払いを怠る恐れがあることが明らかなきとき
 - (4) 新規利用登録申込者が、過去に日整連との利用契約を解除された事実があり、その原因が改善されていないとき
 - (5) その他、日整連が保適証サービスを提供することに不相当と判断するとき
- 2 日整連は、前項の承諾をした場合、所轄振興会を介してユーザー ID 及び初期パスワード等を記載した新規登録結果通知書並びに日整連・継続検査OSS管理システムのログイン ID 及び初期パスワードを記載した日整連・継続検査OSS管理システム登録内容案内用紙を発行し通知します。新規利用登録申込者は、日整連からの通知が届き次第、保適証サービス及び日整連・継続検査OSSシステムを利用できます。

第 2 節 登録内容変更

(登録内容変更の申し込み)

第 8 条 利用者は、新規利用登録後、登録内容に変更が生じた場合（住居表示の変更を含みます。）、速やかに登録内容変更の申し込みをしなければなりません。登録内容変更の申し込みは、日整連の定める登録内容変更申込書に必要事項を記載し、保適証サービスご利用マニュアルに定める方法により所轄振興会に提出します。

- 2 日整連は、必要に応じて、登録内容変更の申し込みをした利用者に対し、登録内容変更申込書記載事項を確認するための書類等を求めることがあります。

(申し込みの承諾)

第 9 条 日整連は、第 8 条の申し込みに対して承諾した場合、申込者に通知します。ただし、日整連は、次の各号に掲げる場合、申し込みを拒否、又は承諾後であっても取り消すことができます。

- (1) 登録内容変更申込書の内容に虚偽の記載があるとき

- (2) 登録内容変更申込書の記載内容と第8条第2項に規定する書類の内容が一致しないとき
 - (3) その他、日整連が登録内容変更の申し込みを承諾することに不相当と認めるとき
- 2 第8条の申し込みにより拠点管理担当者または事業場管理責任者の変更の場合、日整連は、所轄振興会を介して拠点管理担当者または事業場管理責任者に登録内容変更結果通知書を発行し通知します。

第3章 保適証サービス

第1節 保適証情報の登録、訂正、削除

(保適証情報の登録)

- 第10条 証明書情報処理業務で取り扱う保適証情報に係る国土交通大臣及び軽自動車検査協会からの照会に対して回答する業務は、日整連が利用者から受託されて行います。利用者は、日整連が定める方法によって保適証情報を日整連に提供するものとなります。
- 2 日整連は、利用者から提供された保適証情報をAIRASに登録し、国土交通大臣及び軽自動車検査協会からの照会に対して回答します。

(保適証情報の訂正)

- 第11条 利用者は、AIRASに登録された自らの保適証情報の内容を、必要に応じて日整連の定める方法によって訂正することができます。
- 2 日整連は、AIRASに登録した保適証情報の内容を原則訂正することはありません。

(保適証情報の削除)

- 第12条 利用者は、AIRASに登録された自らの保適証情報が不要となったとき、日整連が定める方法によって削除することができます。
- 2 日整連は、AIRASに登録した保適証情報を利用者の承諾なしに削除しません。ただし、登録から2年経過した保適証情報については自動的に削除されます。

第2節 保適証情報の取り扱いと保護

(保適証情報の取り扱い)

- 第13条 日整連は、利用者から提供された保適証情報を、利用者の機密事項としてその保護に努め、適法、適切に管理し、取り扱うものとします。

(保適証情報の利用目的)

- 第14条 日整連は、利用者の承諾を得た場合を除き、利用者から提供された保適証情報を、証明書情報処理業務の遂行のためだけに利用し、その他の目的には利用しないものとします。
- 2 日整連は、前項の保適証情報を、法令に基づく要請があった場合及び利用者の承諾を得た場合を除き、当該利用者以外の第三者（以下、「第三者」といいます。）に開示しないものとします。

(情報の保護)

第 15 条 日整連は、証明書情報処理業務を行うにあたって、AIRASに次に掲げる事項のセキュリティ機能を実装し、保適証情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の被害に対する予防措置及び回復措置を講じるものとします。

- (1) 識別及び認証による対策
- (2) 暗号化による対策
- (3) アクセス制限による対策
- (4) 不正アクセス監視による対策
- (5) ウイルスチェックによる対策
- (6) ログ情報の取得による対策
- (7) 建物及びマシン室への不正侵入への対策
- (8) 媒体の取り扱いに関する対策

2 日整連は、前項に加えて、個人情報保護に関する基本方針を定めます。これにより保適証情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の被害に対する予防措置を講じるものとします。

第 3 節 利用者の責任

(利用者ID等の管理責任)

第 16 条 利用者は、日整連から通知されたユーザーID及びパスワードを自らの責任で管理すると共に、第三者への売却、貸与及び譲渡を行ってはけません。

(利用者設備等及び回線等)

第 17 条 利用者は、保適証サービスを利用するにあたって、自らの費用で必要な電子計算機等（電子計算機の本体、入出力装置、その他機器）、ソフトウェア及び電力（以下、「利用者設備等」といいます。）並びに通信機器、電気通信回線及び電力（以下、「回線等」といいます。）を用意するものとします。

2 利用者は、日整連が提示する技術的事項に適合する利用者設備等及び回線等を用意するものとします。

(維持管理責任)

第 18 条 利用者には、保適証サービスを支障なく利用するため、及び第三者又は日整連に支障を与えないために、利用者設備等及び回線等が正常に使用できる環境を維持し、管理するものとします。

(利用者の責任)

第 19 条 利用者は、保適証サービスの利用により、第三者又は日整連に損害を与えた場合（利用者が、本利用規約等上の義務を履行しないことにより第三者又は日整連が損害を被った場合を含みます。）、自らの責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

第4節 料金

(料金)

第20条 日整連は、証明書情報処理業務に係る料金を定めます。

- 2 利用者は、保適証サービスを利用した際の対価として、料金を日整連に支払います。
- 3 料金は、証明書情報処理業務の総括原価方式により設定する保適証サービスの利用料となります。
- 4 日整連は、料金に関して金額及び支払方法等必要な事項について別途定め、各種媒体を通じて周知します。
- 5 日整連は保適証サービス利用料金の徴収について所轄振興会に委託することがあります。

(未払いに対する利用停止)

第21条 利用者と日整連との間に生じる問題を理由として利用者が料金の支払いを拒む場合には、日整連は、当該紛争期間中において当該利用者による保適証サービスの利用を停止することができるものとします。日整連は、当該停止期間中、利用者又は第三者に損害が生じた場合、一切の責任を負いません。

(払い戻し)

第22条 日整連は、保適証サービスに関して、利用者から受領する料金、その他の債務の払い戻しはしません。

第4章 利用中止及び停止

第1節 利用者による利用中止

(利用中止の申し込み)

- 第23条 利用者は、保適証サービスの利用を中止する場合、利用中止の申し込みをしなければなりません。利用中止の申し込みは、日整連の定める利用中止申込書（削除申込書）に必要事項を記載して、1 指定自動車整備事業場につき1 通を自動車整備振興会に提出します。
- 2 利用者は、利用中止日を任意に決定することができます。ただし、申込書記入日より前に設定することはできません。

(申し込みの承諾)

第24条 日整連は、前条の申し込みに対して承諾し、この承諾により利用契約は解除されます。

(利用の再開)

第25条 利用を中止した指定自動車整備事業場が再び保適証サービスの利用を希望する場合は、改めて新規利用登録の申し込みを行うものとします。ただし、料金の支払いを怠っている場合、その支払いを終えた後でなければ新規利用登録の申し込みを行うことができません。

第2節 日整連による利用停止

(日整連が行う利用停止)

第26条 日整連は、利用者が次の各号に掲げる事項に該当する場合、保適証サービスの利用を停止することができるものとします。

- (1) 利用者が、支払期限を過ぎても料金を支払わないとき
- (2) 利用者が、本規約に違反したことが判明したとき
- (3) 利用者が、違法又は明らかに公序良俗に反する目的で、保適証サービスを利用したことが判明したとき
- (4) 利用者が、重大な支障を与える様態において保適証サービスを利用したことが判明したとき
- (5) 利用者が、破産申し立て等により債務の履行が困難になった場合や、料金の支払いを怠る恐れが明らかなきとき
- (6) その他、日整連が前各号までに類すると判断したとき

(停止日の通知)

第27条 日整連は、第26条第1項各号に基づいて保適証サービスの利用を停止する利用者に対して、所轄振興会より利用停止理由及び利用停止措置を事前通知し、当該日をもって利用停止とします。なお、通告及び通知については、新規利用申込時に指定された連絡先代表者（拠点管理担当者または事業場管理責任者）宛てに行うものとします。（途中、変更申込により連絡先代表者を変更した場合は当該連絡先代表者）

(利用の再開)

第28条 第26条第1項各号により利用を停止された利用者が再び保適証サービスの利用を希望する場合は、利用停止の理由が改善されたことが日整連において認められた後でなければ利用を再開することができません。

第3節 利用停止時の取り扱い

(残存債務)

第29条 第26条第1項各号により利用を停止された指定自動車整備事業場は、利用停止後に日整連が請求する料金及び未払金等、残存債務の全額を一括して支払うものとします。

第5章 利用の制限、提供停止及び休廃止

(利用の制限、提供停止)

第30条 日整連は、AIRASについて十分な障害対策を施すにもかかわらず、次の各号に掲げる事項に該当しAIRASで対応できない場合、保適証サービスを停止又は利用を制限することがあります。

- (1) 天災事変その他非常事態が発生し、もしくは発生する恐れがあるとき
- (2) サイバーテロ又はAIRASの故障等、AIRASの保守上やむをえないとき

(3) 電気通信事業者の都合により、通信回線の使用ができないとき

2 日整連は、前項各号により保適証サービスを停止又は利用を制限することが予測可能な場合、各種媒体を通じて周知します。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

(休廃止)

第 31 条 日整連は、道路運送車両法第 96 条の 9 の規定に基づき国土交通大臣に届け出ることにより、証明書情報処理業務の全部又は一部を休止又は廃止することがあります。

2 前項の場合、日整連は、次の各号に掲げる事項を休止又は廃止する 1 カ月前までに各種媒体を通じて周知します。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

(1) 休止又は廃止しようとする証明書情報処理業務のうち、保適証サービスに該当する範囲

(2) 休止又は廃止の予定日及び休止しようとする場合にあってはその期間

(3) 休止又は廃止の理由

第 6 章 雑則

(免責)

第 32 条 日整連は、利用者から提供された保適証情報について、その完全性、正確性、適用性、有用性に関し、いかなる責任も負いません。

2 日整連は、前項の保適証情報が消失（第 12 条による削除を除きます。）し、又は第三者により改ざんされた場合は、技術的に可能な範囲で証明書情報の復旧に努めるものとし、その復旧への努力をもって、消失又は改ざんにより発生した利用者又は第三者への損害に対し、いかなる責任も負わないものとします。

3 保適証サービスの内容は日整連がその時点で提供可能なものとし、利用者に対する日整連の責任は、利用者が支障なく保適証サービスを利用できるよう、善良なる管理者の注意をもって保適証サービスを提供することに限られるものとし、第 1 項及び第 2 項の他、日整連は保適証サービスの利用により発生した利用者の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）、及び保適証サービスを利用できなかったことにより発生した利用者又は第三者への損害に対し、いかなる責任も負わないものとします。

4 日整連は、証明書情報処理業務に関して開示している技術的事項について、いかなる責任を負わないものとします。

5 日整連は、第 26 条により保適証サービスの利用を停止したことにより発生した利用者又は第三者への損害に対し、いかなる責任も負わないものとします。

6 日整連は、第 30 条により保適証サービスを停止又は利用を制限したことにより発生した利用者又は第三者への損害に対し、いかなる責任も負わないものとします。

(定めのない事項)

第 33 条 日整連は、本規約をはじめ、保適証サービスの提供に係る諸規程に記載のない実施上必要な細目について必要に応じて別途定め、各種媒体を通じて周知します。

(合意管轄裁判所)

第 34 条 利用者と日整連の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所において第一審を行います。

附則

本規約は、日整連が証明書情報処理業務を開始する日から効力を発するものとします。

附則

本規約は、平成 29 年 4 月 1 日から適用します。

附則

本規約は、令和 5 年 10 月 1 日から適用します。